

令和2年8月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち石油給湯機1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うち草刈機1件、エアコン(室外機)1件、
耕うん機(歩行型)1件、電動アシスト自転車1件、
電気ストーブ(ハロゲンヒーター)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、豊田

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000380	令和2年8月13日	令和2年8月24日	石油給湯機	HO-3100Z	株式会社ハウステック	火災	当該製品の点火操作を繰り返したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000378	令和2年7月15日	令和2年8月24日	草刈機	火災	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月19日
A202000379	令和2年8月11日	令和2年8月24日	エアコン(室外機)	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202000381	令和2年5月8日	令和2年8月25日	耕うん機(歩行型)	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品の爪部に巻き込まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和2年5月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月20日
A202000382	平成25年5月22日	令和2年8月25日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、自動車に接触し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月20日
A202000383	令和2年7月8日	令和2年8月25日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月20日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし